

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等種類	衝突
発生日時	平成29年12月11日 17時15分ごろ
発生場所	山口県下関市 蓋井島漁港 蓋井島灯台から真方位073° 510m付近 (概位 北緯34° 06.0′ 東経130° 47.3′)
事故の概要	旅客船蓋井丸は、着岸作業中、係留中の漁船光漁丸、漁船光漁丸、プレジャーボート帆花、漁船海生及び漁船翼に衝突した。
事故等調査の経過	平成29年12月12日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客船 蓋井丸、49トン 134615、山口県下関市 B 漁船 光漁丸、3.5トン YG3-56616（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 光漁丸、1.38トン YG3-45202（漁船登録番号）、個人所有 D プレジャーボート 帆花、5トン未満 第291-35650号（船舶検査済票の番号）、個人所有 E 漁船 海生、0.4トン YG3-56613（漁船登録番号）、個人所有 F 漁船 翼、0.4トン YG3-50232（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） 機関長A、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に擦過傷 C 右舷船首部のたつが脱落 D プロペラ翼に擦過傷、右舷船尾部のアンカーローラー土台に曲損 E 船外機クランプに折損 F プロペラ翼に擦過傷
昨 気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：17時07分 山口県下関市には、12月10日16時16分に波浪注意報、11日16時55分に風雪注意報がそれぞれ発表されており、本事故時も継続中であった。

<p>事故等の経過</p>	<p>A船は、船長A及び機関長Aほか1人が乗り組み、旅客2人を乗せ、蓋井島漁港に向けて下関市吉見漁港を出港した。</p> <p>船長Aは、出港するまで北西8m/sで安定していた風が増勢し、蓋井島漁港の防波堤の外で北東15m/sを確認したが、北東風なら着岸時に風を船尾から受ける上、港内では風が収まるので、操船に影響しないと思い、入港することとした。</p> <p>A船は、専用岸壁に入船右舷着けとする操船中、岸壁に並んで行きあしを停止し、船首索をとった後、岸壁側から北西の突風を受けて船尾が圧流され、A船の左舷中央部が無人で係留中のB船、C船、D船、E船及びF船のそれぞれ船尾部に衝突した。</p> <p>A船は、船尾索をとって専用岸壁に着岸した。</p> <p>船長Aは、北寄りの強い風が吹くとき、蓋井島漁港では風向が変化することを知っていた。</p> <p>機関長Aは、船尾で船尾索を掴んだが、船尾が圧流されて同索が張ったので支えきれずに手を放し、船尾索をビットにとることができなかった。</p> <p>A船は、蓋井島漁港で係留する際、専用岸壁のビットに固定されたロープを使用していた。</p> <p>A船の運航会社が定めた安全管理規程中の運航基準には、航行中に風速が15m/s以上に達するおそれがあると認める場合、発航を中止することが規定されていた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、蓋井島漁港の専用岸壁に入船右舷着けで着岸作業中、突風を受けたことから、船尾が圧流されて港内に係留中のB船、C船、D船、E船及びF船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日没後の薄明時、A船が、蓋井島漁港の専用岸壁に入船右舷着けで着岸作業中、突風を受けたため、船尾が圧流されて港内に係留中のB船、C船、D船、E船及びF船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発航時に運航基準の範囲内の風速であっても、発航中止基準に達するような強風が予想される場合は、発航を中止することが望ましい。